

《自転車の交通事故に注意》

※※ 交差点を通行するときのルール ※※

帯広警察署

■ 交差点では、必ず、安全を確認し安全進行

- ・交差点を通行するときは、必ず他車に注意しできるだけ安全な方法で進行しましょう。

■ 「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止

- ・「止まれ」の標識がある交差点では、自転車も必ず一時停止をしなければなりません。
- ・白色の停止線があるときは、その直前で一時停止
- ・停止線がない時は、交差点の直前で一時停止
- ・近づいてくる車がないことを確かめてから通行しましょう。

■ 見通しの悪い交差点では「徐行」

- ・「止まれ」の標識がある場合でも・・・
- ・交差する道路から、車が一時停止をせず交差点に進入してくることもあります。
- ・標識の有無にかかわらず、見通しの悪い交差点を通行するときは、
- ・すぐに止まれるような速度で慎重に通行しましょう。